令和2年度〔第2四半期〕随意契約の結果(500万円以上の工事、物品、委託)

知事公室

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
		NORMAL)動画制作・	令和2年9月11日 ~ 令和3年3月31日	株式会社アド電通大阪		本業務は、若年層に対し、SNSで効果的に情報発信を行う専門性の高い業務であり、より高い効果を得るため、プロポーザル方式を採用し、選定された相手方と契約するため。	2	4
	反転攻勢に向けた滋賀 の魅力発信動画制作業 務委託		令和2年7月7日 ~ 令和3年3月31日	びわ湖放送株式会社		作成した動画について、びわ湖放送で放送している県政広報番組の枠内においても取り扱うことを 予定しており、当該要件を満たす者が他にいない ため。	2	3イ